

第2回 安来市農業委員会議事録

令和5年8月21日 午後2時00分 第2回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	岩崎 金己君	2番	添田 俊之君	3番	新田 徹君	4番	横山 芳明君
5番	永塚 知芳君	6番	足立 仁行君	7番	北中 宏一君	8番	木戸 芳己君
9番	武上 隆雄君	10番	仲佐 久子君	11番	北川 正幸君	12番	新田 里恵君
13番	塩見 秀雄君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	17番	吉村 正君
18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君				

2. 欠席委員

16番 岡田委員

3. 出席事務局

堀江 規恵君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年8月21日 1日
日程第 3	議第2号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議第6号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の決定について
日程第 9	報第1号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 10	報第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 11	報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 12	報第4号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 13	報第5号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
(追加議案)	
日程第 14	議第8号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による農業委員の辞任の同意について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第2回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第2回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君

16番 岡田委員です。

議長：齋藤 哲君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により5番 永塚委員、6番 足立委員を指名いたします。

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第2号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、現在は店舗及び倉庫として利用されています。固定資産台帳より昭和16年に建築されており、木造住宅として使用されておりました。よって非農地証明事務取扱基準の(1)農地法が施行された昭和27年10月21日より前に非農地であった土地と考えます。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を1班6番 足立委員お願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。今期初めて1班が現地調査を行いました。8月18日、金曜日ですけれども、午後1時半より伯太庁舎201会議室において、事務局から該当案件の説明を受けた後、現地に移動しました。岩崎、北中、仲佐、塩見各委員、それに私を含め5名と事務局から堀江局長、名原係長に同行いただき現地調査を実施いたしましたのでご報告します。まず、第2条の1番案件、これのご報告をいたします。現地で地元委員の永塚委員から説明を受け調査しました。申請地には先ほど説明があったように昭和16年に建築された倉庫との併用住宅があり、今回この建物を解体して新たな建物を建築しようと計画したところ、地目が田とわかり、非農地申請が出されたものです。農地法制定前の建築物で、この時点で非農地化となっていることより許可妥当と判断しました。審議のほどお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 議第3号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、権利取得後に今回取得する農地を含めてすべての農地において作物を栽培する全部効率利用要件、権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事する農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 徒歩1分以内、農機具は田植機1台、トラクター1台、管理機1台を所有しています。労働力は本人と父、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■円です。2番は、経営拡大による所有権移転する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 100m、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人、妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり■■■■円です。3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 約200m、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人、妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この

農地の対価は、10aあたり■■■■円です。4番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離 300m、農機具は、トラクター1台を所有しています。労働力は本人、子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり■■■■円です。5番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離 300m、農機具は、軽トラック1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応することです。労働力は本人、妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり■■■■円です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について19番 渡辺委員お願いします。

19番：渡辺 和則君

19番 渡辺でございます。それでは農地法3条の1番の案件につきまして説明をいたします。申請人につきましては、農事組合法人福の郷山下佐のリーダー的存在でございまして、営農の方に一生懸命やっておられる申請人でございますが、この度、経営拡大という事で自宅の近くの農地を譲り受け、ハウスを建てられてトマトを栽培したいという計画でございます。隣接には農地もありませんので、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

2番、3番、4番、5番の案件について 5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚です。3条の2番の説明をさせていただきます。譲渡人は大阪に居住しております。実家の田んぼの譲渡という事です。約35年前に父親が亡くなってから、譲受人であります方がずっと管理しておりました。今回大型圃場整備に伴いまして売却という事になりましたので、相続の関係がありまして、時間がかかりましたがこのような形で譲渡することになりました。3番は譲渡人の兄が今年の4月に亡くなりまして、譲渡人は米子に居住しておりますけれども、その間、兄が草刈等をしておりました。亡くなったので、近所の譲受人に交渉の結果、譲り渡すことになりました。4番と5番は譲渡人が同じでありますので、2つ同時に説明させていただきます。4番と5番につきましては、譲渡人の父親が今年の4月に亡くなりました。それに伴いまして自分では管理も何もできないという事で、この地区に農事組合法人がありまして、そこを通じましてそれぞれの譲受人に譲り渡すことになりました。ここはほとんどが農事組合法人で管理しておりますので、ほかに迷惑をかけることはございません。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 議第4号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページから12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地です。既存の墓地は自宅より150m離れた急傾斜かつ、山崩れによる山道の崩壊、イノシシの被害などにより道が悪く不便なため、自宅周辺に墓地を建設することとなりました。周辺の農地以外を検討しましたが、隣接者の同意が得られず、申請地以外候補地がなくやむを得ず当申請地を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、昭和60年度完了の「団体営上島田地区圃場整備事業」のことです。転用目的は、農家住宅です。現在2世帯同居の家族6人で生活していますが、家屋の老朽化が著しいため建て替えを計画しました。建て替えにあたり、土砂災害特別警戒区域内に指定されており、既存宅地での住宅建て替えができないことがわかりました。周辺に耕作する農地もあることから、引き続き現在居住する地区での建築を念頭に候補地を選定し、当該農地以外に適地がないため、やむを得ず選定しました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地です。既存の墓地は一部、急傾斜かつ道が悪い本堂より100m行った高所にあり、維持管理が困難なため低地に移転をするものです。周辺の農地以外を検討しましたが、所有者や隣接者の同意が得られず、申請地以外候補地がなく、やむを得ず当申請地を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について2番 添田委員お願いします。

2番：添田 俊之君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、2番の案件について1番 岩崎委員お願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。2番案件の場所の説明をさせていただきます。11ページをご覧くださいと思います。図の上部中央から右斜め下に走っているのが国道9号線でございます、JR安来駅から約3.5km米子方面に向かっていきますと、清水交差点がありますが、この清水交差点から安来方面に約200m戻っていただきますと、そこに左折する道路があります。民家が途絶えた所をまた左折していただきますと、右手の方に申請地がございます。以上です。

議長：齋藤 哲君

次に、3番の案件について15番 佐々木委員お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を1班6番 足立委員お願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。現地調査の報告をいたします。第4条、1番案件を報告いたします。現地で地元委員さんの代理になられましたけども、塩見委員から説明を受け調査しました。申請人所有の現在の墓地はですね、自宅前から田んぼ、道路等を挟んで約150m離れた山腹内にあるそうです。この墓に行くための道が崩壊、墓地敷地内のイノシシ被害等が近年出てこれを移転したいと考えて、たまたま自宅後の畑がありましたので、その一部を分筆し、墓土地として利用したいと申請されたものです。自分所有の畑の一部をわずかな土盛りで整備しての利用で、雨水は畑と同じ自然流下で周りの影響はないと思われまます。隣地及び周辺の同意も得ておられ、許可妥当と判断しました。審議のほどお願いいたします。次、第4条の2番案件、現地で地元委員の岩崎委員から説明を受け調査しました。申請人は父親の所有する2世帯同居の家屋で生活されておられますが、家屋の老朽化が著しく、先ほど事務局より説明がありました土地災害特別警戒区域内のため、この土地での住宅建て替えができないため、自分の所有する田を宅地目的での転用申請とされたものです。申請地の東側の前に市道があります。この道より60cm位高い土盛りを行っての敷地とされます。汚水は合併浄化槽を設置し、近くの既設排水路まで暗渠排水管を新たに設けここで処理されます。住宅からの汚水もこの排水管での処理とされます。敷地外枠4面全面ですね、L字コンクリートブロック設置で土止め処理とされます。申請地の西側に分筆した残りの田んぼが残りますけども、農作業で敷地の端から田んぼに降りていくという形だそうです。以上より近隣地への影響はなく、各種同意書もそろっており、許可妥当と判断いたしました。審議のほどお願いいたします。続きまして3番案件を報告いたします。現地で地元委員の佐々木委員から説明を受け調査しました。申請人所有の現在の墓地は、寺の本堂南側の横から100m上へ上った山腹にあるため、墓地管理が困難、高齢者の方がお参りするのも大変なことで、低いところに移転したいという事から、たまたま本堂北側の畑があつてですね、この空き地を整備したうえで墓土地として利用したいという事から申請されたものです。申請地は2段階の高さにありまして、草刈等の管理がされております。低い方の高さに造成、整備しての墓土地利用とされるものです。申請地の東側は整備された駐車場となっております。申請地との間には雨水用の排水路があり、墓土地に整備された後の雨水処理もこの排水路を使用されます。整備後も現在の状況と変わらないため、周辺への影響はないと思われまます。また、周辺の同意書もあり、許可妥当と判断いたしました。審議のほどお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めまます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 議第5号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。14ページに案件の内容、15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、貯木場（ちょぼくじょう）で権利の種類は賃借権の設定です。借人は木質バイオマス発電所の建築を計画する発電事業者であり、隣接の山林にて小規模バイオマス発電所の建設準備を進めています。当初は隣接の山林で事業計画が収まる予定でしたが、現地測量を行った結果、傾斜がきつく計画外ののり面が必要となり、予定よりも面積が必要となりました。それに伴い、造成工事の際に予定よりも多くの掘削が必要となり、当該農地を盛り土整地し発電用の木材を置くための貯木場とする計画にしました。隣接山林も同じく急傾斜地のため、当該農地以外に適地がないため、やむを得ず選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の賃借料は、申請面積に対し年間■■■■円です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について12番 新田委員をお願いします。

12番：新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を1班6番 足立委員お願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。第5条1番案件の報告をいたします。現地で地元委員の新田委員から説明を受け調査しました。申請地、北側、横の山林を崩して、高い山です。小規模バイオマス発電所の建設計画を進められるための申請とされたものです。山林を削っての発電所設置も山林傾斜がきついことにより、計画外のり面が必要となったことで、予定通りの敷地面積を確保する目的で隣地となる今回の申請地を取得、ここに山林を削った土で盛土をし、既定の高さに造成、整備した後バイオマス発電の材料となる木材の貯木場として利用する計画だそうです。貯木場として整備した後、雨水は隣接する現在建設中の市道脇に仮設の排水路を設け、北側の工業団地からの排水路に放流させる計画。私も分からなくなって、もう1回15ページの地図を見させていただくとですね、地図上の方に工業団地があります。その工業団地の下側にため池があると思いますが、ここから高速道路の下をアンダーパスでくぐっていただいて、そのまま、まっすぐ南の方へ行く細い線、これが市道だそうです。この市道が整備中のところに私も行きましたが、整備が出来るまでをこの測量を使って仮設の排水路を使ってこの工業団地が使っている排水路に合流させるという説明がありました。市道が完成した場合はその仮設を外して市道の排水路に付けるという事です。隣接の山林及び建設中の市道との境界についてかなり段差がありますので擁壁を設置して土止め処理をされます。周りの同意書も揃っておりまして、近隣への影響もないと判断し許可妥当と判断しました。審議のほどお願いします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第6号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、18ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権4件、面積3,051㎡、使用貸借権9件、面積7,606㎡、全体

で13件、総面積が10,657㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水でございます。議案第6号についてご説明いたします。詳細は18ページから20ページまでとなっております。今月の利用集積計画ですが、番号1が農地中間管理事業による利用権設定、番号2から4までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定となります。経営状況など旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

4番：横山 芳明君

はい。

議長：齋藤 哲君

4番 横山委員。

4番：横山 芳明君

4番 横山です。ちょっと聞いてみますけど、利用権設定をする者にも受ける者にも下に経営面積を書いてもらっていますが、これは本人申告のものですか。

農林振興課：清水 仁志君

議案に掲載の19ページから20ページの経営面積ですか。

4番：横山 芳明君

はい。

農林振興課：清水 仁志君

農家台帳上で集計された経営面積となっています。

4番：横山 芳明君

ちょっと中に何回か前にここにも登場したけども、その時と面積が変わってなくて。

農林振興課：清水 仁志君

永田さんですか。

4番：横山 芳明君

田邊さんですが。それでどうのこうのじゃないんですが、これが確実に作られれば別にどうのこうのじゃないんです。

農林振興課：清水 仁志君

今回の田邊さんについては、再設定になっていますので他から借りられるわけじゃなくて、既にこの面積が経営農地に含まれている状態です。

農林振興課：清水 仁志君

すいません、番号2番についてはおっしゃる通り新規ですので、この分は反映されていないところですね。

議 長：齋藤 哲君

横山委員、よろしいですか。

4番：横山 芳明君

はい。

議 長：齋藤 哲君

他にありませんか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第8 議第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

21ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の決定につきましては、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：吉木 武君

農林振興課の吉木です。よろしくお願いいたします。私の方から、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について説明させていただきます。今年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、安来市の基本的な構想を策定するものとなります。構想の主旨・目的ですが、『概ね10年後の安来市における将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定める』というもので、前回は平成26年度に改正を行っております。前回の改正からの主な変更点としましては、大きく3つ挙げられます。一つ目は、担い手育成に関する年次目標を令和15年に改めること。二つ目が認定農業者等の農業経営の指針となる経営類型を現状に合わせた形で更新を行うこと。三つ目は、この度策定が法定化されました「地域計画」に関連して、農業経営基盤強化促進事業関連の記載内容が変更となること。以上の3つの項目になります。お手元の資料に沿って本構想についてご説明いたします。本構想の項目としましては、その他の項目を含めまして、第1から第6までございます。資料の1から2ページに第1番目の項目、「農業経営基盤強化の促進に関する目標」としまして市の概要、市の農業の概要を記載しております。面積であったり、市の産業について記載し、また市の農業の現状と課題に触れ、そのなかで農業が職業として選択しうる魅力ややりがいのあるものとなるよう、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展に向け経営体の育成を行っていくという目標を記載しております。続きまして、同じく資料の2ページに第2番目の項目として、農業経営の規模等に関する農業経営の指標を記載しております。今後10年間に於いて育成すべき農業経営の基本となる水準・指標とし

て、四角で囲ってあります部分、年間所得概ね■■■■円、年間労働時間概ね2,000時間、と水準を設定し、また、その具体的な経営の基本的指標として別表、資料の11ページに指標の一覧、12ページ以降に指標の個々の経営類型について記載しております。先ほどの所得■■■■円、労働時間2,000時間を満たすことができるような指標として、各類型の規模や面積、主な建物や機械などの設備について、あくまで指針・指標であります。記載をしております。品目ごとの単価や費用は「島根県の農業経営指導指針（赤本）平成30年度版」を基本としながら、農薬・肥料・種苗・光熱費について、また、減価償却に必要な機械等の整備費用高騰分も反映しております。続きまして、資料の3ページにお戻りいただいて、第3番目の項目として、「農業を担う者の確保及び育成について」の考え方や、各種支援制度を活用し、各関係機関の連携や役割分担のもと、担い手の育成及び支援について記載しております。続きまして、資料の4ページに「農用地の利用の集積に関する目標」などを記載しております。認定農業者や農事組合法人、集落営農組織等に対する集積目標として市内全域で概ね67%として設定しております。前回の改正と同数値であります。続きまして、資料の5ページに第5番目の項目として「農業経営基盤強化促進事業」について記載しております。1項目として、地域計画の策定にあたっての進め方や、関係機関の連携について記載しております。また、2項目以降、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業であったり、農用地利用改善事業等、農業経営基盤強化促進事業についての記載をしております。現行、平成26年度の構想では、この項目の中で「利用権設定等促進事業」、いわゆる相対による農地の貸し借りについて記載をしておりましたが、今回の法改正によって制度が廃止になりましたので、削除しております。ただし、令和7年3月末まで、またはその区域で地域計画が策定されるまでは経過措置により利用権設定が可能となりますので、その経過措置の旨を資料9ページ、第6番目の項目「その他」の附則として記載しております。以上、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番：吉村 正君
議長。

議長：齋藤 哲君
17番 吉村委員。

17番：吉村 正君
17番 吉村です。2点だけ。まず第1点ですが、10年後ですので地域計画も10年後という事ですが、わかりませんが、1つはここにも書いてはありますが、担い手の育成が大事だとは思いますが、集落営農組織の法人化を筆頭に各認定農業者、あるいは新規就農者との経営というか、10年間その現状の農家の方々が、いわゆる一般的によく言われる多様な担い手という中に今入っていると思うんですけど、一家族の農業経営体も入っていると思いますが、そこら辺の手当てがちょっとここでは見えないというのがあって、とにかく大きく合理化しなさいとか、法人化をしなさいとか、それはあくまでも10年の目標という数字なんですけど、この10年間を維持していくというのが見えないなと思います。それと、組織化するんであったり合理化するのであれば、今のような、特に中山間地においての、ここに謳ってあるように条件不立地については、ましてや本当に維持していくのが大変な状況になってるわけですね、ここでも土地改良区等との連携とは謳ってありますが、圃場なり条件の整理というのがないと基本的に無理だと思います。そこらあたりの表現がちょっと少ないんじゃないかと、見えないなと思いますので、該当することがあれば教えていただきたいですが、多様な担い手の面と基盤の整備、圃場整備等の促進という観点から、この基本構想なりどのように表現されているのか、改めて質問させていただきたい。

17番：吉村 正君

それではこのように解釈いたします。各関係団体、各組織等との連携を強化して、将来の構想を描くとなっていますので、そこらあたりを踏まえた具体的な目標のための計画、あるいは事業等をこの目標を推進するにあたっては考慮していただくというふうに思います。よろしく願いいたします。その代わりもう一点ですが、農地中間管理機構の事が出て来ますけど、この管理機構ができてから果たして本来の機能を果たしているのか非常に疑問に思っているんですけども、こういう事業を全国的に展開するんですが、本市において、あるいは本県においてされるにあたって中間管理機構の機能というのは向上するのでしょうか。今のままでこういうのを全部受けて10年間目標に向かってやれるような機構の体制なんのでしょうか。わかる範囲で。

議長：齋藤 哲君

すいません、議事をちょっと止めます。今の吉村委員から大変難しい質問をいただいて、なかなか即答ができないという事だと思いますけども、文章を変えたりする事は出来るんですか。また改めて。

農林振興課：吉木 武君

島根県と協議もされているので。

議長：齋藤 哲君

という事だそうです。吉村委員。

17番：吉村 正君

そういうチャンスがあればですね、中間管理機構のこれからの体制なり、あるいは強化していくのかというようところが分かるような表現を入れてもらうと良いですね。本当にできるのか疑問に思っていますので。

農林振興課：吉木 武君

わかりました。

17番：吉村 正君

それでよろしいです。

議長：齋藤 哲君

それでは議事を再開します。只今吉村委員から質問がありましたが、他には質問のある方おられますか。

議長：齋藤 哲君

他に質問はありませんか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第1号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

23ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5

項の規定により公告されたので報告するものです。24ページから33ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地12筆が、このたび、個人及び法人へ賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和5年7月5日及び令和5年8月3日となっております。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第2号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

34ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。35ページから38ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、5件で、すべて相続です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

39ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。40ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約2件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第12 報第4号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

41ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。42ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件です。1番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇孝、

担当部署農林工務部治山・林道課です。事業名は「令和5年度 林地荒廃防止事業（杉谷）溪間工事」で期間は令和5年8月15日から令和6年1月15日までです。終了後は田として使用されます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第13 報第5号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出についてを議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

45ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。44ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、ソフトバンクによる携帯電話無線基地局の設置1件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

続きまして、追加議案になりますが、日程第14 議第8号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による農業委員の辞任の同意について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

追加議案1ページをご覧ください。このことについて、別紙の内容のとおり辞任届の提出がありましたので、これに対する同意を求めるものです。令和5年8月10日付けで農業委員1名より市長あてに辞任届が提出されております。農業委員の辞任手続きにつきましては、辞任する農業委員から市長あてに辞任届の提出があった場合、市長は当該委員の辞任について農業委員会へ諮問を行います。これにより農業委員会から答申を行います。8月10日付けで市長から農業委員会へ諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、辞任の同意を求めるものでございます。また、今後の欠員による対応については、このあとの全員協議会で協議させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

事務局より説明がありました、本件については、同意案件でありますので、質疑を省略し、採決したいと思います。ご異議はありませんか。

議 長：齋藤 哲君

異議なしと認めます。お諮りします。本件について、同意される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件には同意することで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第2回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時11分)